

### 覚せい剤原料研究者指定申請書

覚せい剤取締法第30条の5において準用する第4条第2項の規定により、  
覚せい剤原料研究者の指定を申請します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

千 葉 県 知 事

様

研究所の所在地 及 び 名 称	
覚せい剤原料を必要 とする 研究 事項	
参 考 事 項	

担当者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_